

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年4月15日提出
【計算期間】	第8期計算期間 （自 平成24年1月17日 至 平成25年1月15日）
【ファンド名】	日本株マーケット・ニュートラル・ラップ
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梶嶋 文雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03－3277－1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは追加型投信／国内／株式／特殊型（絶対収益追求型）に属し、主としてわが国の株式に投資し、投資信託財産の着実な成長を目標に運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型 (絶対収益追求型)

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
--------	------	--------	-----

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ブル・ベア型 条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（ ）	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	絶対収益追求型 その他（ ）
不動産投信 その他資産 （ ） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性区分の定義

株式 一般	目論見書または投資信託約款において、株式に主として投資する旨の記載があるものであって、大型株・中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの仕組み

■当ファンドはわが国の株式などに直接投資を行います。また、株価指数先物取引を活用します。

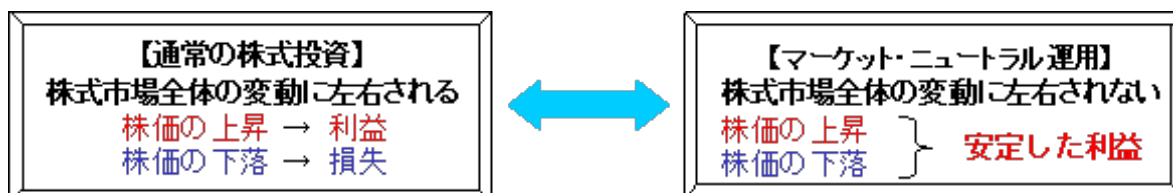


b. ファンドの特色

1 マーケット・ニュートラル運用により安定した収益の獲得を目指します

1. 日本株マーケット・ニュートラル運用とは

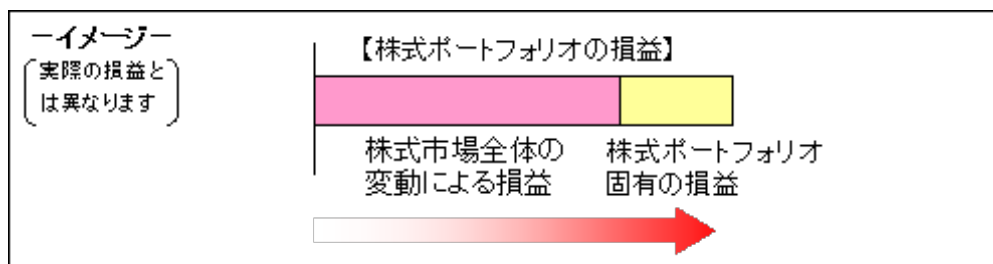
通常の株式投資では、株価の上昇・下落にともない投資家の得られる収益が変動します。日本株マーケット・ニュートラル運用とは、日本の株式に投資しつつ、株式相場の上昇・下落にかかわらず安定した収益の獲得を狙う投資手法です。



2. 日本株マーケット・ニュートラル運用の仕組み

① 日本株式ポートフォリオを構築します。

株式ポートフォリオの損益は、株式市場全体の上昇・下落に連動する部分と、ポートフォリオ固有の部分とから成り立ちます。株式市場全体の変動にともない、ポートフォリオのうち市場全体に連動する部分の損益も変動するため、ポートフォリオ全体でも株式市場全体の変動の影響を受けることになります。

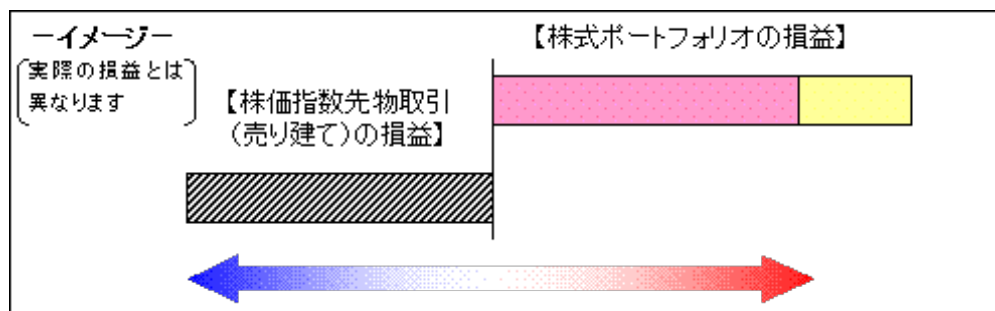


② 株価指数先物取引を売り建てます。

株価指数先物取引（TOPIX先物取引を想定しています。）の損益は、株式市場全体の損益にほぼ連動します。株価指数先物取引を売り建てれば、株式市場全体とほぼ正反対の損益が獲得できます。

株価の上昇 → 株価指数先物取引（売り建て）の損失

株価の下落 → 株価指数先物取引（売り建て）の利益



③ 安定した収益の確保が期待できます。

株式ポートフォリオの損益のうち、株式市場全体に連動する部分（の部分）と、株価指数先物取引の損益（の部分）が相殺消去されます。あとに残った株式ポートフォリオ固有の

損益（の部分）は、株式市場全体の変動による影響を受けないため、安定した収益の獲得が期待できます。

上記各図はイメージであり、実際の損益を示唆・保証するものではありません。当ファンドは日本株式、株価指数先物取引に投資するため、相場変動により収益への影響を受けます。当ファンドは元本保証ではありません。当ファンドは株価指数先物取引への投資により、株式市場全体の変動によるファンドの収益への影響を軽減することを図りますが、市場の状況や売買手数料などにより、想定通りの運用ができない場合があります。

2 新光株式リターンモデルにより株式ポートフォリオを運用します

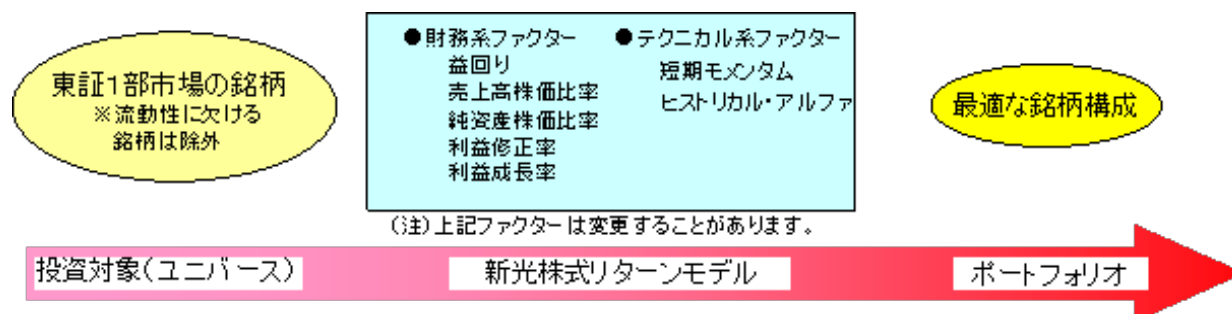
1. 新光株式リターンモデルによる株式運用

当ファンドの株式ポートフォリオは、新光株式リターンモデルにしたがい、相場観に左右されない定量的な投資判断により運用されます。

2. 新光株式リターンモデルとは

1993年に株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティングが開発した株式評価モデルです。5つの財務系ファクター、2つのテクニカル系ファクターからなるマルチファクター・モデルにより割安銘柄を選びます。

■新光株式リターンモデルにより株式ポートフォリオを構築



3. 株式ポートフォリオ構築のポイント

株式ポートフォリオ部分（株価指数先物取引の売り建ての部分を除く。）については、TOPIX（東証株価指数）を上回る収益を安定的に獲得することを目指します。そのため収益獲得を狙うと同時に様々なリスク抑制策をとっています。

- ◆流動性リスクの排除 : 日々のファンドの追加設定・換金などによる資金の流出入やポートフォリオの円滑なリバランス（銘柄入替）の観点から、投資対象の売買のしやすさ（流動性）を考慮します。
- ◆信用リスクの低減 : 株価が極端に低い銘柄を除外し、信用リスクの低減を図ります。
- ◆市場変動リスクの排除 : ポートフォリオの収益変動のうち株式市場全体に連動する部分の変化率を、TOPIXの変化率に一致させることを目標とします。
- ◆企業規模の中立化 : 時価総額水準による株価変動傾向の偏りを排除することを目指します。一般に大型株に偏ったポートフォリオは市場を上回るリターンをあげにくく、小型株に偏ったポートフォリオは市場との連動性が低くなる傾向があります。

TOPIXは株式会社東京証券取引所の知的財産であり、その算出、公表、利用などに関わる一切の権利は株式会社東京証券取引所に属します。株式会社東京証券取引所は当ファンドの運用成果などに一切責任を負いません。当ファンドは株式に投資するため、株式市場の変動の影響により収益が変動します。したがって元本は保証されません。

4. みずほ証券リサーチ&コンサルティングの投資助言

株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティングと投資顧問契約を締結し、投資助言および情報提供を受けます。

3 投資一任契約に基づく取引を行うために設定されたファンドです

◆ご購入にあたっては、投資一任契約（ラップ口座に関する契約）を販売会社と締結する必要があります。

市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

■原則として、年1回（毎年1月15日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

◆分配金額は、上記分配対象収益範囲のうち原則として利子・配当等収益から費用などを控除した額とします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成16年10月22日

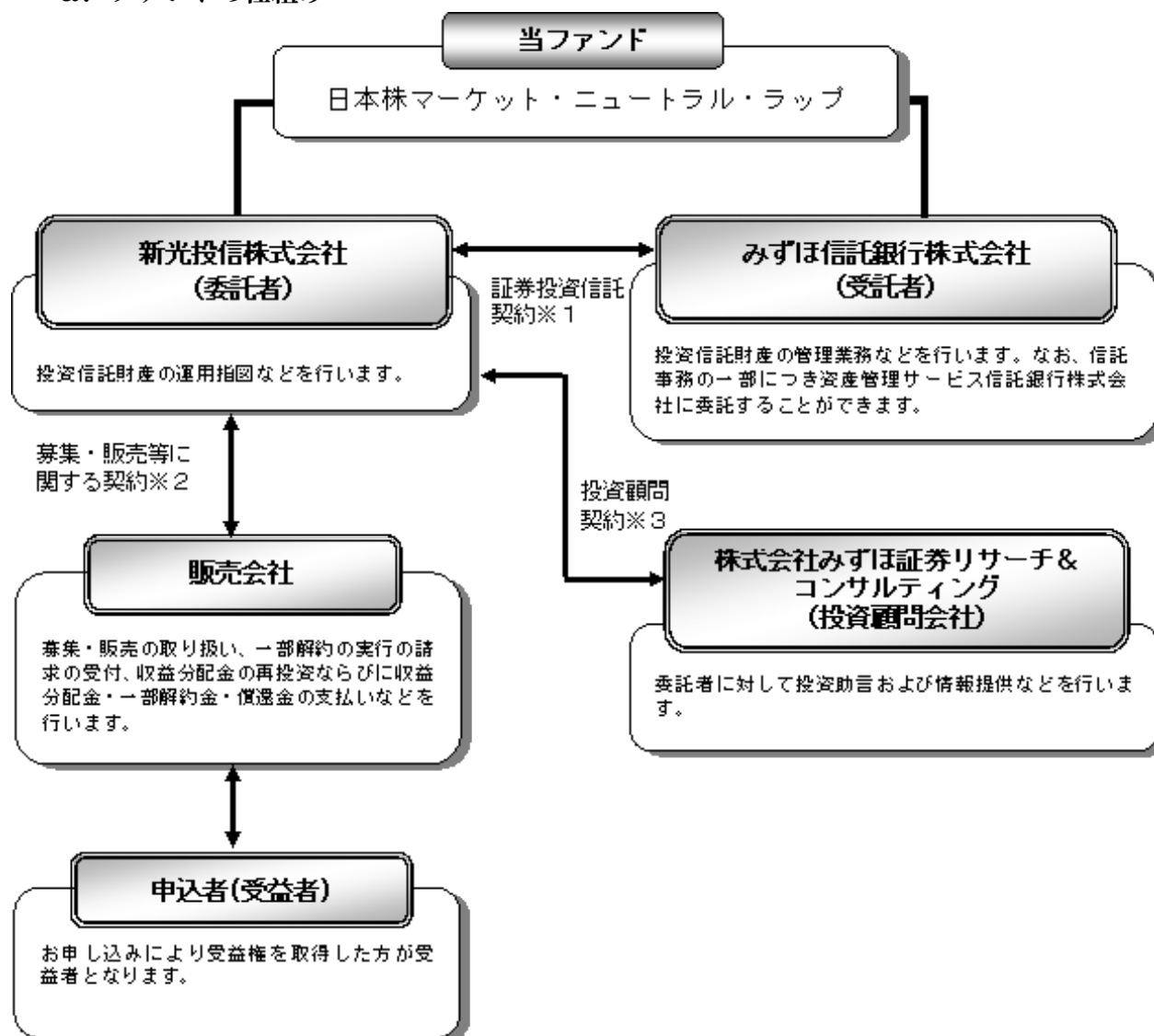
関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成16年11月9日

投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



※1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

※3 投資顧問契約

委託者と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、投資顧問会社が提供する役務、委託者への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成25年2月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株

発行済株式総数 1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月 大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
 昭和44年10月 新和光投信委託株式会社に社名変更
 昭和61年11月 有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
 平成8年8月 投資顧問業者の登録
 平成8年12月 投資一任契約にかかる業務の認可
 平成9年11月 投資信託の直接販売業務の認可
 平成10年12月 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ
 なし認可
 平成12年4月 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

(平成25年2月末現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ& コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、主としてわが国の株式へ投資することで、投資信託財産の着実な成長を目標に運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

東証1部上場株式（TOPIX（東証株価指数）構成銘柄）を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

- 株式の投資にあたっては、所定の銘柄評価モデルに基づき、財務要因ならびに株価のテクニカル要因から割安と判断される銘柄を高位に組み入れて分散投資を行い、TOPIXを上回る投資成果を目指します。
- 組入銘柄の投資配分については、個別銘柄のTOPIXに対する株価感応度、ならびに企業規模に起因する株価性向に留意し、銘柄評価モデルで算出された個別銘柄の期待収益率総計の最大化を目的として組入比率を決定します。
- 株式市場全体の変動に起因する投資信託財産の価格変動リスクを低減するため、常時、保有株式時価総額に相当する株価指数先物取引を売り建てます。
- 当ファンドの運用にあたっては、株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティングから、運用に関する投資助言および情報提供を受けます。
- 株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の75%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができません場合があります。

(ハ) 主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。

- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資は行いません。

(2) 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 運用の指図範囲

（イ）委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同

じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c. 先物

（イ）委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

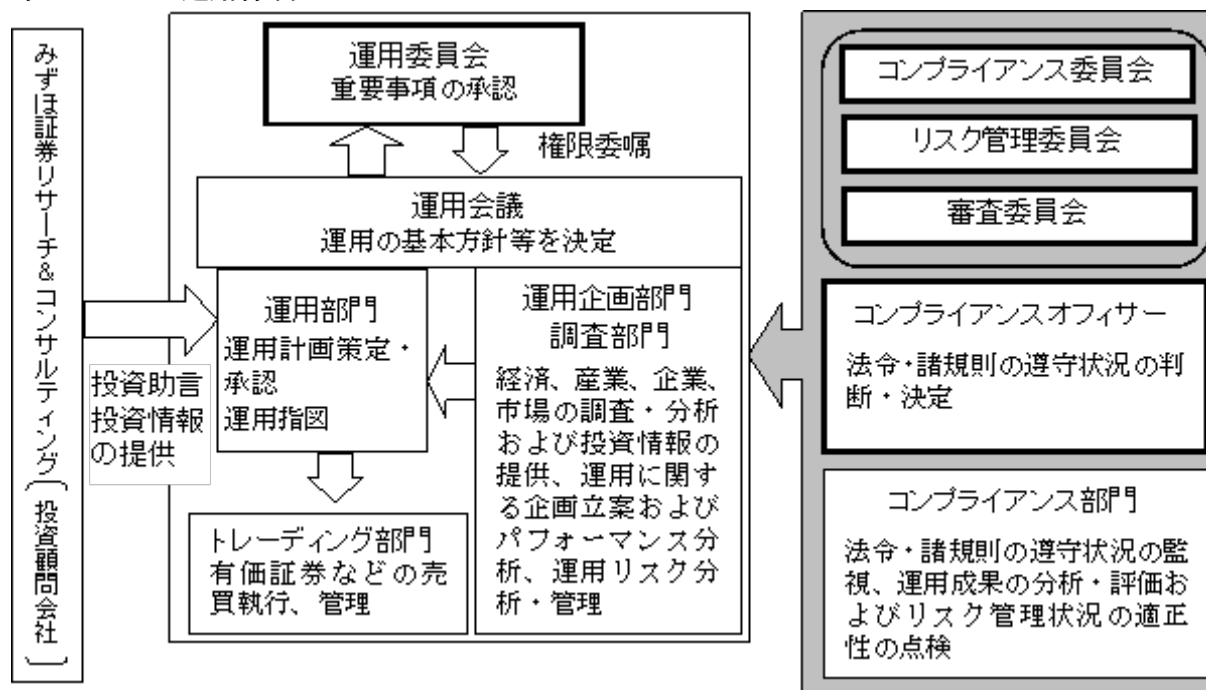
- (ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制



※上記は平成25年4月15日現在のものであり、今後変更になることがあります。

●PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、投資顧問会社からの投資助言および提供された情報等を参考に運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

●D0

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

●SEE

- ・コンプライアンス部門（10～15名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

<受託者に対する管理体制>

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

- a. 収益分配は年1回、原則として、1月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、上記分配対象収益範囲のうち原則として利子・配当等収益から費用等を控除した額とします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

- b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

- d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払われます。ただし、ラップ取引契約に別段の定めがある場合はこの限りではあ

りません。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

① 投資信託約款に定める投資制限

a. 株式への投資割合

株式への投資割合には制限を設けません。

b. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 同一銘柄への投資割合

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

f. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

g. 信用取引の指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権

（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

h. 有価証券の貸し付けの指図および範囲

- （イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- （ロ）上記（イ）各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- （ハ）委託者は有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

i. 公社債の借り入れ

- （イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- （ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- （ニ）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

j. 資金の借り入れ

- （イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- （ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- （ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- （ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

② 法令に定める投資制限

a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資し、株価指数先物取引を活用します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a. マーケット・ニュートラル運用にかかわるリスク

(イ) 当ファンドは株式ポートフォリオを構築するとともに、常時、保有株式時価総額に相当する株価指数先物取引を売り建てることにより、市場全体の株価変動リスクの低減を目指しますが、株式市場全体の変動による影響を完全に排除できない場合があります。

(ロ) 当ファンドは株価指数先物取引を常時売り建てています。したがって、組み入れている現物株式の価格が上昇しても、基準価額が下落する可能性があります。

(ハ) 株価指数と株価指数先物取引の価格がかい離して取引を終了した場合、基準価額が変動する要因となります。

(ニ) 当ファンドの株式ポートフォリオのパフォーマンスが株価指数のパフォーマンスに劣後する場合、基準価額が下落する可能性があります。

b. 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受けて下落するリスクをいいます。一般には、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c. 信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

また、当ファンドが投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d. 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

- (イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (ニ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ホ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。
- (ヘ) 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

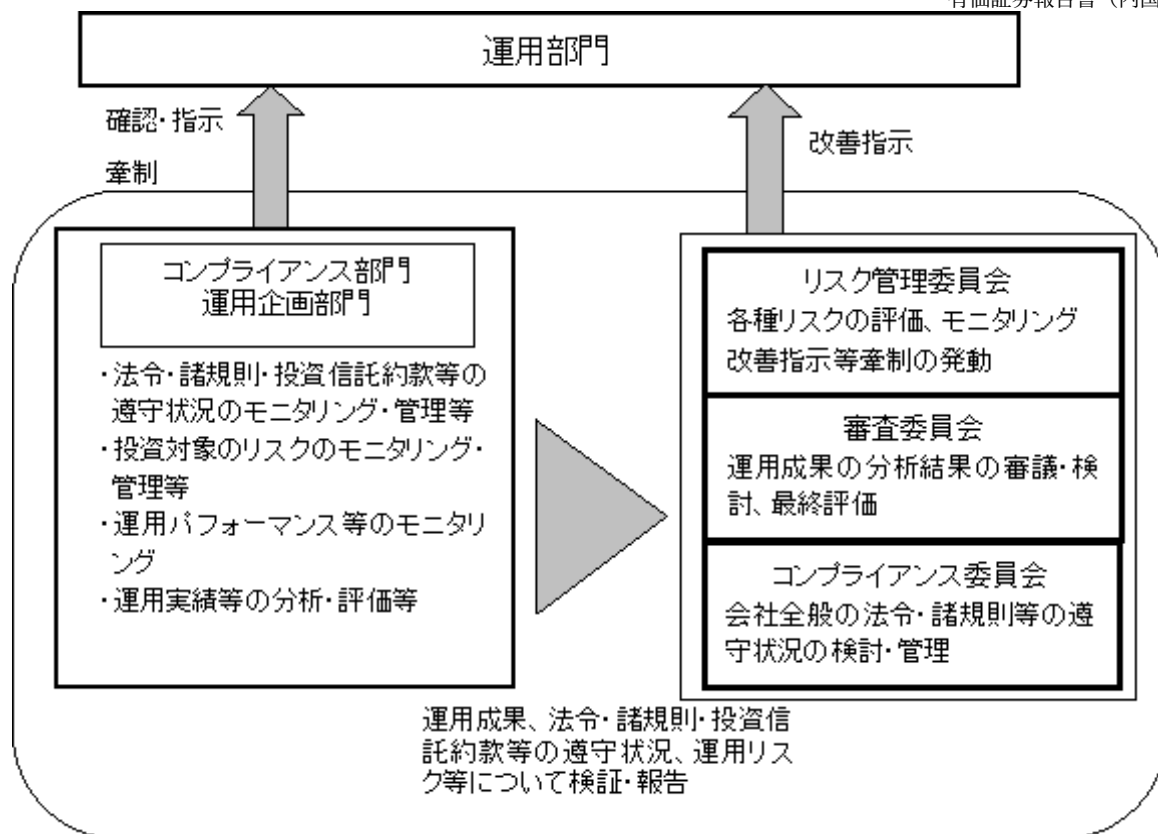
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理： 運用成果の分析、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理： 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるお主な費用と税金の概要
(詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。)

ファンドの取得時にかかる費用と税金	●申込手数料はありません。	
ファンドの保有時にかかる費用と税金	●信託報酬＋消費税等 ●監査報酬＋消費税等 ●信託事務の諸費用等＋消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等＋消費税等他 上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。	
	◎分配金にかかる税金（注）	普通分配金に対する所得税・地方税
ファンドの解約・償還時にかかる費用と税金	●解約・償還時の手数料等はありません。	
	◎解約代金・償還金にかかる税金（注）	譲渡益に対する所得税・地方税

（注）個人受益者と法人受益者とは税制が異なります。

平成25年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・解約時・償還時にかかる税金について、軽減税率が適用されます。

（詳しくは、後述の「（5）課税上の取扱い」をご参照ください。）

※税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

（1）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（2）【換金（解約）手数料】

解約時の手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率（1.05%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 (年率)	委託者	純資産総額に対し年0.441%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年0.525%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年0.084%（税込）

委託者の信託報酬には、株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティングに対する投資顧問報酬（純資産総額に対し年10,000分の12.6の率（0.126%）（税込））が含まれています。

(4) 【その他の手数料等】

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外国での資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

a. 個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、以下の（表1）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

(ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の（表1）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（表1）

期 間	税 率
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

(ハ) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については以下の（表２）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

（表２）

期 間	税 率
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税 0.147%）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15%および復興特別所得税 0.315%）

c. 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- （ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- （ニ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

※税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成25年2月28日現在）

分 類	資産の種類	国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	株 式	日 本	円 716,572,250	時価	% 87.2
		小 計	円 716,572,250	—	% 87.2
その他 資産	コール・ローン等	日 本	円 104,739,555	負債控除後の 取得価額	% 12.8
—	純資産総額		円 821,311,805	—	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成25年2月28日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	業 種	株 数	帳 簿 価 額		評 価 額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	7,400	4,265.00	31,561,000	4,765	35,261,000	4.29
2	日本電信電話	日本	株式	情報・通信業	7,700	3,795.00	29,221,500	4,250	32,725,000	3.98
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	50,000	483.00	24,150,000	513	25,650,000	3.12
4	本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	6,500	3,382.64	21,987,160	3,455	22,457,500	2.73
5	JXホールディングス	日本	株式	石油・石炭製品	36,400	538.84	19,613,776	566	20,602,400	2.50
6	東海旅客鉄道	日本	株式	陸運業	2,200	7,473.38	16,441,436	9,010	19,822,000	2.41
7	住友商事	日本	株式	卸売業	16,600	1,148.00	19,056,800	1,134	18,824,400	2.29
8	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	日本	株式	保険業	9,800	1,899.00	18,610,200	1,918	18,796,400	2.28
9	三井住友フィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	4,900	3,335.00	16,341,500	3,710	18,179,000	2.21
10	三菱商事	日本	株式	卸売業	8,300	1,768.00	14,674,400	1,839	15,263,700	1.85
11	みずほフィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	74,000	169.00	12,506,000	204	15,096,000	1.83
12	富士フイルムホールディングス	日本	株式	化学	7,200	1,833.10	13,198,320	1,780	12,816,000	1.56
13	丸紅	日本	株式	卸売業	18,000	644.00	11,592,000	677	12,186,000	1.48
14	P a l t a c	日本	株式	卸売業	10,000	1,064.00	10,640,000	1,202	12,020,000	1.46
15	イオン	日本	株式	小売業	11,200	1,013.00	11,345,600	1,042	11,670,400	1.42
16	ふくおかフィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	27,000	363.00	9,801,000	421	11,367,000	1.38
17	メディopalホールディングス	日本	株式	卸売業	9,200	1,054.00	9,696,800	1,198	11,021,600	1.34
18	NK S Jホールディングス	日本	株式	保険業	5,500	1,933.00	10,631,500	1,963	10,796,500	1.31
19	東日本旅客鉄道	日本	株式	陸運業	1,500	5,890.00	8,835,000	6,840	10,260,000	1.24
20	日本製紙グループ本社	日本	株式	パルプ・紙	6,300	1,234.00	7,774,200	1,614	10,168,200	1.23
21	コカ・コーラ セントラルジャパン	日本	株式	食料品	7,700	1,087.00	8,369,900	1,280	9,856,000	1.20
22	積水ハウス	日本	株式	建設業	9,000	1,024.00	9,216,000	1,073	9,657,000	1.17
23	ゲオホールディングス	日本	株式	小売業	97	92,202.15	8,943,608	96,700	9,379,900	1.14
24	キャノン	日本	株式	電気機器	2,700	3,364.09	9,083,043	3,365	9,085,500	1.10
25	パナソニック	日本	株式	電気機器	13,500	566.00	7,641,000	668	9,018,000	1.09

26	ブリヂストン	日本	株式	ゴム製品	3,000	2,380.00	7,140,000	2,844	8,532,000	1.03
27	出光興産	日本	株式	石油・石炭製品	1,000	8,126.00	8,126,000	8,430	8,430,000	1.02
28	ホシデン	日本	株式	電気機器	14,100	525.81	7,413,921	563	7,938,300	0.96
29	ソニー	日本	株式	電気機器	5,800	995.00	5,771,000	1,338	7,760,400	0.94
30	スズケン	日本	株式	卸売業	2,400	2,672.00	6,412,800	3,225	7,740,000	0.94

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種別投資比率（平成25年2月28日現在）

種 類	投資比率（％）
株 式	87.24
合 計	87.24

株式業種別投資比率（平成25年2月28日現在）

業 種	投資比率（％）
建設業	2.48
食料品	1.20
繊維製品	0.85
パルプ・紙	1.23
化学	1.87
石油・石炭製品	3.53
ゴム製品	1.56
鉄鋼	0.86
非鉄金属	0.84
金属製品	0.62
機械	0.31
電気機器	7.26
輸送用機器	10.33
その他製品	2.18
電気・ガス業	1.85
陸運業	4.16
海運業	0.51
空運業	0.60
情報・通信業	7.33
卸売業	16.36
小売業	5.43
銀行業	10.11
証券、商品先物取引業	0.75
保険業	3.60
その他金融業	0.61
不動産業	0.36
サービス業	0.34
合 計	87.24

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（平成25年2月28日現在）

種 類	国・ 地域	資 産 名	買建・ 売建	数量 (枚)	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	日本	TOPIX先物25年3月限	売建	73	661,745,000	708,830,000	△86.30

（注）時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商取引所および外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

（単位：円）

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期計算期間末	13,353,243,109	13,353,243,109	10,232	10,232
第2期計算期間末	15,367,777,231	15,367,777,231	10,287	10,287
第3期計算期間末	8,508,510,245	8,508,510,245	10,293	10,293
第4期計算期間末	4,937,987,557	4,961,719,662	10,404	10,454
第5期計算期間末	3,907,785,563	3,907,785,563	9,974	9,974
第6期計算期間末	2,954,998,096	2,969,743,970	10,020	10,070
第7期計算期間末	2,994,486,419	2,994,486,419	9,921	9,921
第8期計算期間末 (平成25年1月15日)	960,696,293	960,696,293	9,487	9,487
平成24年 2月末日	2,921,227,069	—	9,930	—
平成24年 3月末日	2,810,344,081	—	9,986	—
平成24年 4月末日	2,695,757,113	—	9,933	—
平成24年 5月末日	2,343,732,015	—	9,852	—
平成24年 6月末日	2,178,689,296	—	9,860	—
平成24年 7月末日	1,508,842,827	—	9,735	—
平成24年 8月末日	1,426,782,495	—	9,613	—
平成24年 9月末日	1,320,312,469	—	9,540	—
平成24年10月末日	1,137,187,229	—	9,563	—
平成24年11月末日	1,042,852,612	—	9,425	—
平成24年12月末日	981,636,807	—	9,413	—
平成25年 1月末日	956,303,142	—	9,662	—
平成25年 2月末日	821,311,805	—	9,763	—

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
第1期計算期間 (平成18年1月16日)	0円
第2期計算期間 (平成19年1月15日)	0円
第3期計算期間 (平成20年1月15日)	0円

第4期計算期間 (平成21年1月15日)	50円
第5期計算期間 (平成22年1月15日)	0円
第6期計算期間 (平成23年1月17日)	50円
第7期計算期間 (平成24年1月16日)	0円
第8期計算期間 (平成25年1月15日)	0円

③【収益率の推移】

決算期	収益率
第1期計算期間 (平成18年1月16日)	2.3%
第2期計算期間 (平成19年1月15日)	0.5%
第3期計算期間 (平成20年1月15日)	0.1%
第4期計算期間 (平成21年1月15日)	1.6%
第5期計算期間 (平成22年1月15日)	△4.1%
第6期計算期間 (平成23年1月17日)	1.0%
第7期計算期間 (平成24年1月16日)	△1.0%
第8期計算期間 (平成25年1月15日)	△4.4%

（注1）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第1期計算期間の収益率は、1万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

（注2）収益率は小数第2位を四捨五入しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	15,785,084,514口	2,735,038,800口
第2期計算期間	8,924,246,246口	7,034,564,492口
第3期計算期間	2,197,290,114口	8,870,703,160口
第4期計算期間	2,571,955,311口	6,091,848,557口
第5期計算期間	2,567,763,044口	3,396,213,574口
第6期計算期間	1,161,133,910口	2,129,929,716口
第7期計算期間	1,345,475,556口	1,276,432,504口
第8期計算期間	408,638,974口	2,414,251,026口

（注）第1期計算期間の設定口数には、当初の自己設定口数を含みます。

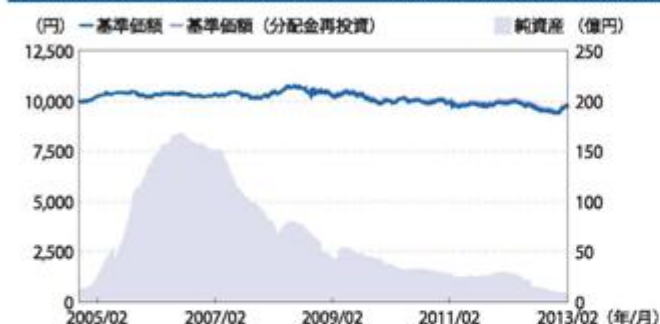
<参考情報>

運用実績

日本株マーケット・ニュートラル・ラップ

2013年2月28日現在

<基準価額・純資産の推移> (2004年11月9日～2013年2月28日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、取引日の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移>

2013年1月	0円
2012年1月	0円
2011年1月	50円
2010年1月	0円
2009年1月	50円
設定来累計	100円

※分配は1万口当たり・取引日の金額です。
 ※分配の推移は、過去の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
株式現物	87.24%
その他資産	12.75%
合計	100.00%
株式先物	-86.30%

業種別配分

業種	純資産比率
卸売業	16.36%
輸送用機器	10.33%
銀行業	10.11%
情報・通信業	7.33%
電気機器	7.26%
その他	35.84%
合計	87.24%

※東証33業種分類にしたがって記載しています。

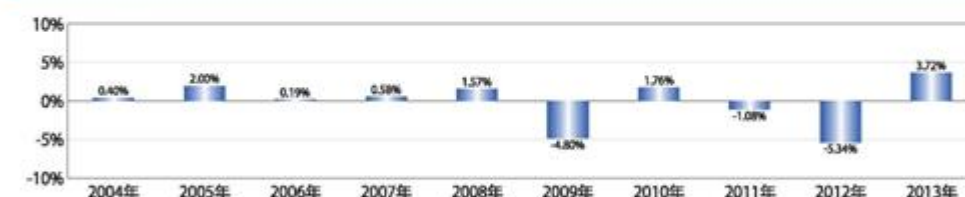
組入上位10銘柄

銘柄名	業種	純資産比率
トヨタ自動車	輸送用機器	4.29%
日本電信電話	情報・通信業	3.98%
三菱UFJフィナンシャルグループ	銀行業	3.12%
本田技研工業	輸送用機器	2.73%
JXホールディングス	石油・石炭製品	2.50%
東海旅客鉄道	陸運業	2.41%
住友商事	卸売業	2.29%
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	保険業	2.28%
三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.21%
三菱商事	卸売業	1.85%

組入銘柄数：100銘柄

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※取引日の分配金を単純に合算して計算しています。
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。
 ※2004年については、設定時から12月末までの収益率を記載しています。
 ※2013年については、年初から2月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

7

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(イ) 当ファンドは、ラップ口座取引専用ファンドです。取得にあたっては、ラップ口座に関する基本契約を締結する必要があります。ただし、ファンド設定時に委託者もしくはその関係会社が

自己の資金をもって取得する場合を除きます。

- (ロ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、以下に定める申込単位で、取得申込受付日^{*}の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

「分配金受取コース」 1口以上1口単位

「分配金再投資コース」 1円以上1円単位

^{*}取得申込受付日とは以下に定める日とします。

1. 販売会社が取得の申し込みを午後零時（正午）以前に受け付けた場合

……当該申込日

2. 販売会社が取得の申し込みを午後零時（正午）を過ぎて受け付けた場合

……当該申込日の翌営業日

※お申し込みのコース等によってお申込単位は異なります。詳しくは、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

- (ハ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「日本株マーケット・ニュートラル・ラップ自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。
- (ニ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後零時（正午）までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

- (イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後零時（正午）までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

- (ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

※平成18年12月29日時点での保護預かりをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、解約のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

- (ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- (ニ) 一部解約の価額は、次に定める日（「解約請求受付日」といいます。）の基準価額とします。

1. 販売会社が受益者の請求を午後零時（正午）以前に受け付けた場合……当該請求日

2. 販売会社が受益者の請求を午後零時（正午）を過ぎて受け付けた場合

……当該請求日の翌営業日

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

※基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (ホ) 一部解約金は、解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払います。ただし、ラップ取引契約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
- (ヘ) 委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- (ト) 上記（ヘ）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（二）の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
株式	原則として基準価額計算日の取引所の最終相場で評価
株価指数 先物取引	原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月16日から翌年1月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】**a. 信託の終了（投資信託契約の解約）**

（イ）委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの投資信託契約を解約しようとするときは、約款第51条第2項から第6項の規定にしたがいます。

（ロ）委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第51条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ハ）委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

（ニ）委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第56条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

（ホ）受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した

場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

c. 異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d. 運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

e. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

h. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

また、委託者と投資顧問会社（株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング）との間において締結している「投資顧問契約」の有効期間は契約の締結日から投資信託約款に基づくファンドの信託終了日までとし、途中での更新は行いません。なお、委託者は、法律による解除権の行使以外に、相手方に対する90日前の書面による解約申し入れによりこの契約を解約できるものとし、ます。

4【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。ただし、ラップ取引契約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。ただし、ラップ取引契約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。ただし、ラップ取引契約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成24年1月17日から平成25年1月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

日本株マーケット・ニュートラル・ラップ 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (平成24年 1月16日現在)	第8期 (平成25年 1月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	465,763,696	53,289,998
株式	2,509,517,505	889,534,100
派生商品評価勘定	50,004,855	—
未収入金	—	127,978,360
未収配当金	1,982,300	781,850
未収利息	633	86
前払金	—	104,081,000
流動資産合計	3,027,268,989	1,175,665,394
資産合計	3,027,268,989	1,175,665,394
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	109,996,887
前受金	12,882,000	—
未払金	—	84,580,769
未払解約金	5,551,610	13,805,252
未払受託者報酬	1,143,292	524,440
未払委託者報酬	13,147,780	6,030,943
その他未払費用	57,888	30,810
流動負債合計	32,782,570	214,969,101
負債合計	32,782,570	214,969,101
純資産の部		
元本等		
元本	3,018,217,892	1,012,605,840
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△23,731,473	△51,909,547
（分配準備積立金）	34,392,119	20,310,455
元本等合計	2,994,486,419	960,696,293
純資産合計	2,994,486,419	960,696,293
負債純資産合計	3,027,268,989	1,175,665,394

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自平成23年 1月18日 至平成24年 1月16日	第8期 自平成24年 1月17日 至平成25年 1月15日
営業収益		
受取配当金	57,601,950	49,591,050
受取利息	191,098	108,472
有価証券売買等損益	△550,557,929	215,995,940
派生商品取引等損益	492,995,823	△325,025,047
その他収益	311,034	160,926
営業収益合計	541,976	△59,168,659
営業費用		
受託者報酬	2,257,097	1,634,644
委託者報酬	25,956,498	18,798,214
その他費用	129,721	75,926
営業費用合計	28,343,316	20,508,784
営業利益	△27,801,340	△79,677,443
経常利益	△27,801,340	△79,677,443
当期純利益	△27,801,340	△79,677,443
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△20,153,790	△35,951,205
期首剰余金又は期首欠損金（△）	5,823,256	△23,731,473
剰余金増加額又は欠損金減少額	564,871	19,259,440
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	564,871	19,259,440
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,472,050	3,711,276
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,472,050	3,711,276
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△23,731,473	△51,909,547

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第8期 自 平成24年 1月17日 至 平成25年 1月15日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 前計算期間終了日に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成24年1月17日から平成25年1月15日までとなっております。

(追加情報)

第7期 自 平成23年 1月18日 至 平成24年 1月16日	第8期 自 平成24年 1月17日 至 平成25年 1月15日
-----	当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期 [平成24年 1月16日現在]	第8期 [平成25年 1月15日現在]
1.差入委託証拠金代用有価証券 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の通り差入を行っております。 株式 205,771,000円	1.差入委託証拠金代用有価証券 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の通り差入を行っております。 株式 95,297,000円
2.計算期間末日における受益権の総数 3,018,217,892口	2.計算期間末日における受益権の総数 1,012,605,840口
3.投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 23,731,473円	3.投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 51,909,547円
4.計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9921円 (1万口当たり純資産額) (9,921円)	4.計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9487円 (1万口当たり純資産額) (9,487円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第7期 自 平成23年 1月18日 至 平成24年 1月16日	第8期 自 平成24年 1月17日 至 平成25年 1月15日
1.その他収益	投資対象株式からの株主優待物換金金額であります。	-----

2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（21,621,780円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（76,941,402円）及び分配準備積立金（12,770,339円）より分配対象収益は111,333,521円（1万口当たり368.86円）ありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,346,553円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（27,960,131円）及び分配準備積立金（9,963,902円）より分配対象収益は48,270,586円（1万口当たり476.68円）ですが、分配を行っておりません。
-------------	--	--

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第7期 自 平成23年 1月18日 至 平成24年 1月16日	第8期 自 平成24年 1月17日 至 平成25年 1月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 また、当ファンドは、信託財産の効率的な運用を行うため、デリバティブ取引を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、株式であり、株価変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。株価指数先物取引には株価の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左

区 分	第7期 自 平成23年 1月18日 至 平成24年 1月16日	第8期 自 平成24年 1月17日 至 平成25年 1月15日
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第7期 [平成24年 1月16日現在]	第8期 [平成25年 1月15日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2.時価の算定方法 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定（先物取引） 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2.時価の算定方法 株式 同左 派生商品評価勘定（先物取引） 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

	第7期 自 平成23年 1月18日 至 平成24年 1月16日	第8期 自 平成24年 1月17日 至 平成25年 1月15日
	該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

区 分	第7期 [平成24年 1月16日現在]	第8期 [平成25年 1月15日現在]
期首元本額	2,949,174,840円	3,018,217,892円
期中追加設定元本額	1,345,475,556円	408,638,974円
期中一部解約元本額	1,276,432,504円	2,414,251,026円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種 類	第7期 [平成24年 1月16日現在]	第8期 [平成25年 1月15日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	△243,360,529	122,766,908
合 計	△243,360,529	122,766,908

3 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

種 類	第7期 [平成24年 1月16日現在]				第8期 [平成25年 1月15日現在]			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 株価指数先物 取引								

売建	2,506,059,855	—	2,456,055,000	50,004,855	769,308,113	—	879,305,000	△ 109,996,887
TOPIX先物	2,506,059,855	—	2,456,055,000	50,004,855	769,308,113	—	879,305,000	△ 109,996,887
合 計	2,506,059,855	—	2,456,055,000	50,004,855	769,308,113	—	879,305,000	△ 109,996,887

(注) 1.時価の算定方法

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算
 値段又は最終相場で評価しております。

2.先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおります。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
国際石油開発帝石	7	477,500	3,342,500	
コムシスホールディングス	2,500	1,119	2,797,500	
戸田建設	5,000	269	1,345,000	
積水ハウス	13,000	1,024	13,312,000	
中電工	3,400	837	2,845,800	
コカ・コーラ セントラル ジャパン	13,100	1,087	14,239,700	
T S I ホールディングス	11,900	510	6,069,000	
三陽商会	19,000	246	4,674,000	
日本製紙グループ本社	8,300	1,234	10,242,200	
富士フイルムホールディングス	3,500	1,835	6,422,500	
J Xホールディングス	19,500	515	10,042,500	
横浜ゴム	7,000	628	4,396,000	
ブリヂストン	4,100	2,380	9,758,000	
新日鐵住金	14,000	226	3,164,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	3,700	1,672	6,186,400	
三菱マテリアル	17,000	297	5,049,000	
住友電気工業	4,000	1,049	4,196,000	
日本発條	4,100	762	3,124,200	
三菱重工業	11,000	494	5,434,000	
コニカミノルタホールディングス	10,000	669	6,690,000	
日立製作所	11,000	544	5,984,000	
東芝	23,000	351	8,073,000	
富士通	12,000	350	4,200,000	
パナソニック	31,100	566	17,602,600	
ソニー	15,700	995	15,621,500	
ホシデン	5,300	558	2,957,400	
日本航空電子工業	5,000	650	3,250,000	
キヤノン	2,200	3,390	7,458,000	
リコー	7,000	997	6,979,000	

デンソー	1,100	3,215	3,536,500	
東海理化電機製作所	4,700	1,254	5,893,800	
日産自動車	5,800	883	5,121,400	
トヨタ自動車	10,300	4,265	43,929,500	(注)
アイシン精機	1,500	2,826	4,239,000	
今仙電機製作所	2,800	1,079	3,021,200	
本田技研工業	8,600	3,380	29,068,000	(注)
豊田合成	3,000	1,780	5,340,000	
セイコーホールディングス	13,000	227	2,951,000	
大日本印刷	6,000	707	4,242,000	
イトーキ	9,600	462	4,435,200	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
任天堂	1,500	9,000	13,500,000	
東京瓦斯	36,000	423	15,228,000	
大阪瓦斯	29,000	329	9,541,000	
東日本旅客鉄道	1,900	5,890	11,191,000	
東海旅客鉄道	2,600	7,370	19,162,000	
日本梱包運輸倉庫	4,200	1,107	4,649,400	
セイノーホールディングス	10,000	591	5,910,000	
日本郵船	42,000	224	9,408,000	
商船三井	12,000	291	3,492,000	
全日本空輸	32,000	185	5,920,000	
I Tホールディングス	5,300	1,221	6,471,300	
ネクソン	2,300	896	2,060,800	
日本ユニシス	10,100	607	6,130,700	
日本電信電話	10,400	3,795	39,468,000	(注)
KDDI	900	6,130	5,517,000	
光通信	500	3,810	1,905,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	81	129,900	10,521,900	
ソフトバンク	1,900	3,035	5,766,500	
あらた	7,000	364	2,548,000	
アルフレッサ ホールディングス	3,500	3,625	12,687,500	
UKCホールディングス	3,900	1,626	6,341,400	
三菱食品	1,300	2,348	3,052,400	
メディopalホールディングス	19,200	1,054	20,236,800	
黒田電気	2,800	1,054	2,951,200	
トーメンエレクトロニクス	2,700	1,172	3,164,400	
マルカキカイ	2,700	1,190	3,213,000	
伊藤忠商事	7,200	975	7,020,000	
丸紅	25,000	644	16,100,000	
長瀬産業	7,100	953	6,766,300	
豊田通商	4,000	2,250	9,000,000	
三井物産	2,500	1,365	3,412,500	
住友商事	24,600	1,148	28,240,800	(注)
三菱商事	12,900	1,768	22,807,200	(注)
キヤノンマーケティングジャパン	3,100	1,273	3,946,300	
伊藤忠エネクス	8,500	467	3,969,500	
リョーサン	3,600	1,584	5,702,400	
新光商事	2,900	777	2,253,300	

三信電気	6,300	606	3,817,800	
P a l t a c	13,200	1,064	14,044,800	
住金物産	20,000	255	5,100,000	
スズケン	6,200	2,672	16,566,400	
ゲオホールディングス	67	92,400	6,190,800	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価（円）	金 額（円）	
アルペン	2,100	1,543	3,240,300	
ビックカメラ	120	43,800	5,256,000	
J. フロント リテイリング	11,000	508	5,588,000	
セブン&アイ・ホールディングス	3,200	2,640	8,448,000	
高島屋	10,000	651	6,510,000	
イオン	14,900	1,013	15,093,700	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	66,400	483	32,071,200	
りそなホールディングス	18,100	407	7,366,700	
三井住友フィナンシャルグループ	6,500	3,335	21,677,500	
千葉興業銀行	4,500	641	2,884,500	
ふくおかフィナンシャルグループ	38,000	363	13,794,000	
みずほフィナンシャルグループ	98,500	169	16,646,500	
栃木銀行	15,000	323	4,845,000	
野村ホールディングス	12,900	494	6,372,600	
NK S Jホールディングス	7,400	1,933	14,304,200	
MS & A Dインシュアランスグループホールディングス	14,500	1,899	27,535,500	
オリックス	170	9,540	1,621,800	
レオパレス21	11,900	342	4,069,800	
合 計	1,080,945		889,534,100	

（注）上記のうち、以下の株式を株価指数先物取引に係る委託証拠金代用有価証券として担保に差入れております。

トヨタ自動車	4,000株
本田技研工業	7,000株
日本電信電話	7,000株
住友商事	9,000株
三菱商事	10,000株

（2）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年2月28日現在）

I 資産総額	978,473,607 円
II 負債総額	157,161,802 円
III 純資産総額（I－II）	821,311,805 円
IV 発行済口数	841,270,635 口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	9,763 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成25年2月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b. 委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

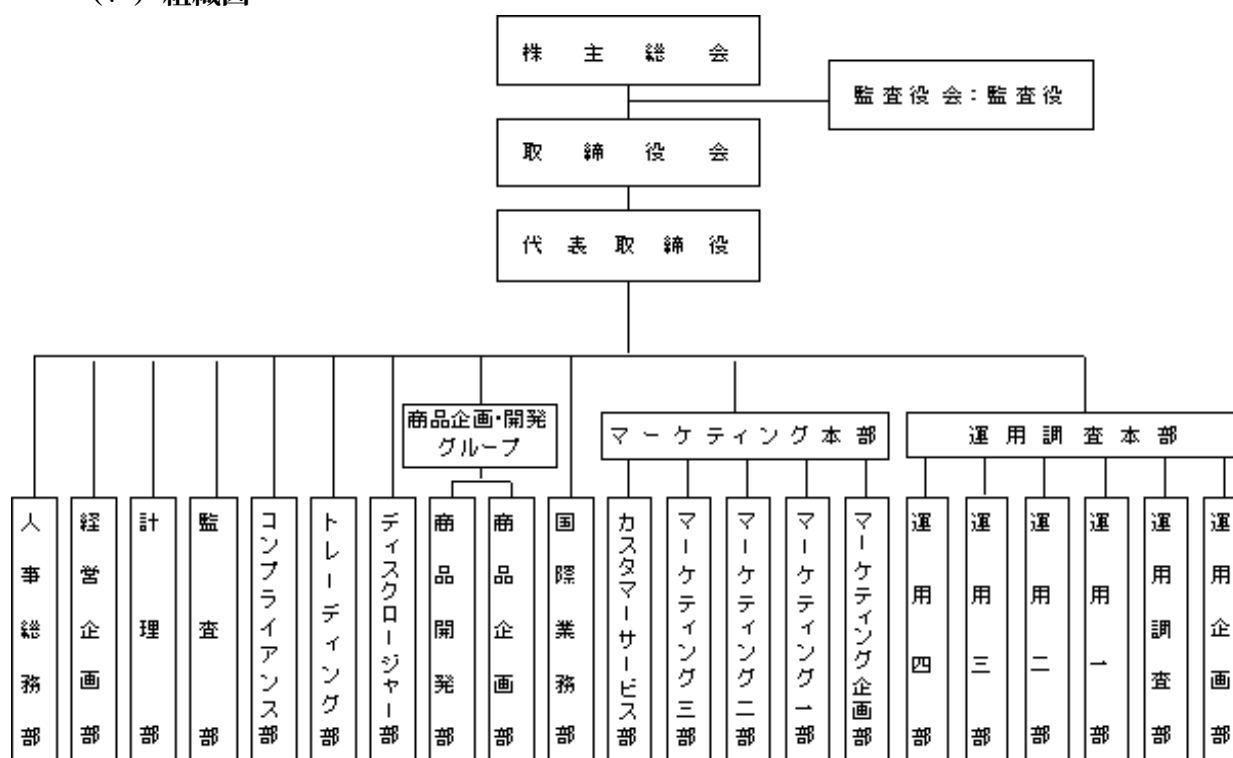
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

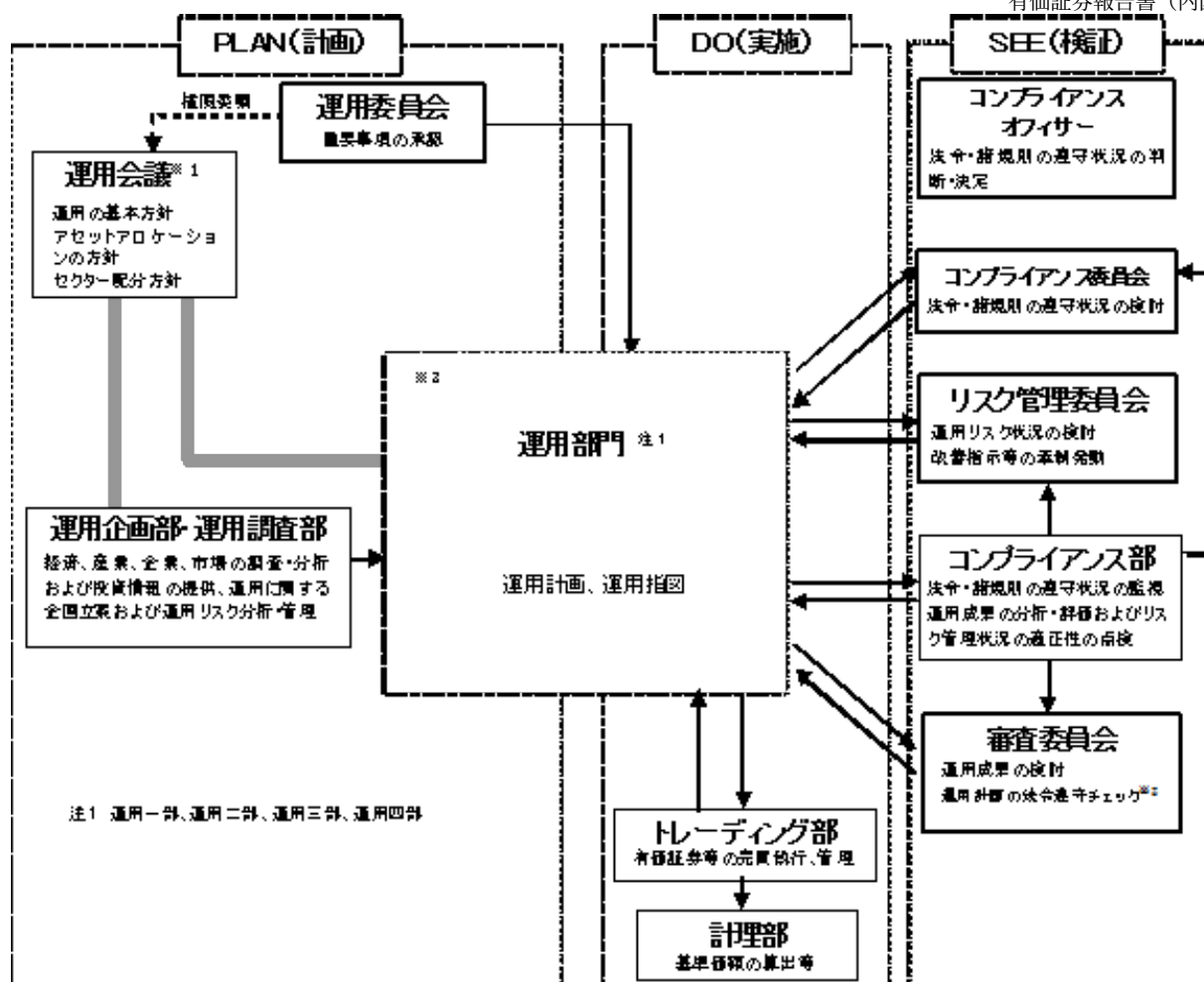
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～四部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受付けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年2月28日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成25年2月28日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	218	2,617,080
株式投資信託（合計）	189	2,077,920
単位型	1	2,328
追加型	188	2,075,591
公社債投資信託（合計）	29	539,160
単位型	2	918
追加型	27	538,242

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第52期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第53期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,121,107	8,592,890
有価証券	6,541,218	6,903,772
貯蔵品	4,821	268
立替金	—	2,141
前払金	45,671	26,845
前払費用	16,884	18,185
未収入金	96	29
未収委託者報酬	1,503,847	1,805,198
未収運用受託報酬	4,814	105,245
未収収益	30,417	27,583
繰延税金資産	169,661	183,764
流動資産合計	16,438,542	17,665,924
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 23,023	※2 18,397
構築物（純額）	※2 2,464	※2 2,156
器具・備品（純額）	※2 43,414	※2 145,416
リース資産（純額）	※2 7,465	※2 3,064
建設仮勘定	—	6,663
有形固定資産合計	76,366	175,697
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	※3 28,112	※3 38,365
ソフトウェア仮勘定	—	6,554
無形固定資産合計	28,203	45,012
投資その他の資産		
投資有価証券	5,913,628	4,293,799
関係会社株式	77,100	77,100
長期前払費用	75	—

長期未収入金	4,800	—
長期差入保証金	118,123	125,621
長期繰延税金資産	66,752	65,901
前払年金費用	521,967	471,439
長期性預金	1,300,000	—
その他	22,000	22,000
貸倒引当金	—	△13,350
投資その他の資産合計	8,024,447	5,042,512
固定資産合計	8,129,018	5,263,222
資産合計	24,567,560	22,929,146

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,619	17,113
リース債務	11,280	6,508
未払金		
未払収益分配金	968	584
未払償還金	29,105	18,249
未払手数料	※1 797,625	※1 920,180
その他未払金	207,650	281,635
未払金合計	1,035,350	1,220,650
未払費用	158,152	388,419
未払法人税等	524,492	652,412
賞与引当金	227,900	257,200
役員賞与引当金	29,600	35,000
流動負債合計	2,000,396	2,577,303
固定負債		
長期リース債務	8,870	2,362
退職給付引当金	163,241	169,955
役員退職慰労引当金	93,958	75,625
執行役員退職慰労引当金	123,916	128,916
固定負債合計	389,987	376,859
負債合計	2,390,383	2,954,163
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	12,118,000	11,118,000
繰越利益剰余金	2,646,588	1,427,158
利益剰余金合計	15,125,082	12,905,651
自己株式	△6,827	△6,827
株主資本合計	22,404,254	20,184,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△227,077	△209,840
評価・換算差額等合計	△227,077	△209,840
純資産合計	22,177,176	19,974,983
負債純資産合計	24,567,560	22,929,146

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	13,707,658	19,353,740
運用受託報酬	7,734	196,866
営業収益合計	13,715,392	19,550,606
営業費用		
支払手数料	※1 7,740,156	※1 10,353,047
広告宣伝費	233,413	239,373
公告費	2,409	4,161
調査費		
調査費	236,790	258,007
委託調査費	628,364	2,747,489
図書費	6,246	6,390
調査費合計	871,401	3,011,888
委託計算費	305,544	502,554
営業雑経費		
通信費	35,855	38,375
印刷費	184,349	151,954
協会費	9,581	12,077
諸会費	2,846	2,867
その他	15,462	27,590
営業雑経費合計	248,095	232,865
営業費用合計	9,401,021	14,343,891
一般管理費		
給料		
役員報酬	92,400	92,370
給料・手当	1,163,225	1,276,693
賞与	196,708	228,039
給料合計	1,452,333	1,597,103
交際費	14,854	13,677
寄付金	4,189	7,752
旅費交通費	79,127	81,442
租税公課	39,168	44,308
不動産賃借料	202,024	200,662
賞与引当金繰入	227,900	257,200
役員賞与引当金繰入	29,600	35,000
役員退職慰労引当金繰入	27,000	36,761
退職給付費用	138,708	157,497
減価償却費	74,876	86,469
諸経費	401,431	490,232
一般管理費合計	2,691,215	3,008,107
営業利益	1,623,156	2,198,608

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
営業外収益		

受取配当金	65,366	53,031
有価証券利息	54,422	39,104
受取利息	22,062	24,291
時効成立分配金・償還金	33,486	11,287
雑益	5,316	2,968
営業外収益合計	180,654	130,682
営業外費用		
支払利息	1,110	572
時効成立後支払分配金・償還金	1,617	3,264
雑損	924	6,174
営業外費用合計	3,652	10,011
経常利益	1,800,158	2,319,278
特別利益		
投資有価証券売却益	153,176	10,098
特別利益合計	153,176	10,098
特別損失		
貸倒引当金繰入額	—	13,350
固定資産除却損	※2 6,253	※2 499
投資有価証券売却損	78,650	25,606
投資有価証券評価損	17,772	—
ゴルフ会員権評価損	5,500	—
減損損失	—	441
特別損失合計	108,176	39,897
税引前当期純利益	1,845,159	2,289,480
法人税、住民税及び事業税	734,171	1,006,533
法人税等調整額	△3,586	△51,486
法人税等合計	730,585	955,047
当期純利益	1,114,573	1,334,432

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	360,493	360,493

当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	12,118,000	12,118,000
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	△1,000,000
当期変動額合計	—	△1,000,000
当期末残高	12,118,000	11,118,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,024,119	2,646,588
当期変動額		
剰余金の配当	△492,103	△3,553,863
別途積立金の取崩	—	1,000,000
当期純利益	1,114,573	1,334,432
当期変動額合計	622,469	△1,219,430
当期末残高	2,646,588	1,427,158
利益剰余金合計		
当期首残高	14,502,612	15,125,082
当期変動額		
剰余金の配当	△492,103	△3,553,863
当期純利益	1,114,573	1,334,432
当期変動額合計	622,469	△2,219,430
当期末残高	15,125,082	12,905,651

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
自己株式		
当期首残高	△6,074	△6,827
当期変動額		
自己株式の取得	△753	—
当期変動額合計	△753	—
当期末残高	△6,827	△6,827
株主資本合計		
当期首残高	21,782,538	22,404,254
当期変動額		
剰余金の配当	△492,103	△3,553,863
当期純利益	1,114,573	1,334,432
自己株式の取得	△753	—
当期変動額合計	621,716	△2,219,430
当期末残高	22,404,254	20,184,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△107,742	△227,077
当期変動額		

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△119,335	17,237
当期変動額合計	△119,335	17,237
当期末残高	△227,077	△209,840
純資産合計		
当期首残高	21,674,796	22,177,176
当期変動額		
剰余金の配当	△492,103	△3,553,863
当期純利益	1,114,573	1,334,432
自己株式の取得	△753	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△119,335	17,237
当期変動額合計	502,380	△2,202,193
当期末残高	22,177,176	19,974,983

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

(2) 関係会社株式

総平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

構築物 20年

器具備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

(6) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未払手数料	639,627千円	598,017千円

※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	60,468千円	65,093千円
構築物	254千円	562千円
器具備品	329,664千円	349,229千円
リース資産	98,457千円	102,858千円

※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
ソフトウェア	202,238千円	227,314千円

（損益計算書関係）

※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

(自 平成22年4月 1日
至 平成23年3月31日)(自 平成23年4月 1日
至 平成24年3月31日)

支払手数料	6,121,248千円	7,038,413千円
-------	-------------	-------------

※ 2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
建物	4,333千円	—
器具・備品	1,919千円	499千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	643	113	—	756

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加113株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通 株式	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	756	—	—	756

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通 株式	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

平成24年2月28日 臨時株主総会	普通 株式	2,551,491	1,400	平成24年2月9日	平成24年2月29日
----------------------	----------	-----------	-------	-----------	------------

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

（2）リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「3. 固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的として為替予約を行っております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月 of 定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる

前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,121,107	8,121,107	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	3,519,057	3,534,800	15,742
其他有価証券	8,686,616	8,686,616	—
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	1,503,847	—
(4) 長期性預金	1,300,000	1,300,000	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,592,890	8,592,890	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	1,502,185	1,506,150	3,964
其他有価証券	9,472,598	9,472,598	—
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	1,805,198	—
(4) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	24	24	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	326,273	299,887

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,120,113	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	2,000,000	1,500,000	—	—
其他有価証券	3,023,600	874,417	74,684	—
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	—	—	—
(4) 長期性預金	—	1,300,000	—	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,592,815	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,000,000	500,000	—	—
その他有価証券	4,800,000	809,629	660,677	—
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	—	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（平成23年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	3,519,057	3,534,800	15,742
	(3)その他	—	—	—
	小計	3,519,057	3,534,800	15,742
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		3,519,057	3,534,800	15,742

当事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	1,502,185	1,506,150	3,964
	(3)その他	—	—	—
	小計	1,502,185	1,506,150	3,964
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,502,185	1,506,150	3,964

2. 関係会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
	(1)株式	—	—	—

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	1,011,100	1,007,222	3,877
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,055,620	1,023,000	32,620
	小計	2,066,720	2,030,222	36,498
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	44,761	45,457	△695
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	705,120	705,468	△348
	③その他	—	—	—
	(3)その他	5,870,014	6,288,333	△418,319
	小計	6,619,895	7,039,259	△419,363
合計		8,686,616	9,069,481	△382,865

（注）非上場株式（貸借対照表計上額249,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	580,313	505,000	75,313
	小計	580,313	505,000	75,313
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	41,123	45,457	△4,333
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	1,002,560	1,003,574	△1,014
	③その他	—	—	—
	(3)その他	7,848,601	8,245,960	△397,358
	小計	8,892,285	9,294,991	△402,706
合計		9,472,598	9,799,991	△327,393

（注）非上場株式（貸借対照表計上額222,787千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	98,200	51,200	—
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	3,377,773	104,121	△80,775
合計	3,475,973	155,321	△80,775

当事業年度（平成24年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	15,525	—	△14,365
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	303,927	880	—
③その他	—	—	—
(3)その他	2,262,094	5,690	△3,590
合計	2,581,546	6,570	△17,955

5. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について17,772千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

当事業年度（平成24年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち1 年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 豪ドル	450,000	—	24	24
合計		450,000	—	24	24

（注）時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1)退職給付債務（千円）	△923,938	△1,162,110
(2)年金資産（千円）	940,384	876,684
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)（千円）	16,445	△285,426
(4)未認識数理計算上の差異（千円）	417,207	645,782
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）（千円）	△74,927	△58,871
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)（千円）	358,725	301,484
(7)前払年金費用（千円）	521,967	471,439
(8)退職給付引当金(6)－(7)（千円）	163,241	169,955

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

	（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
(1)勤務費用（千円）（注1）	82,778	80,752
(2)利息費用（千円）	21,581	23,098
(3)期待運用収益（減算）（千円）	17,826	18,807
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	63,027	73,807
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	△24,747	△16,055
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)（千円）	124,813	142,794
(7)その他（千円）（注2）	13,894	14,702
(8)退職給付費用(6)+(7)（千円）	138,708	157,497

（注）1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度 23,250千円、当事業年度 20,250千円）については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。
2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.5%	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
繰延税金資産		
貸倒引当金	一千円	4,757千円
賞与引当金	104,776	111,065
減価償却超過額	8,449	3,087
退職給付引当金	116,844	106,517
役員退職慰労引当金	38,231	26,952
投資有価証券評価損	7,231	—
非上場株式評価損	32,458	28,430
未払事業税	42,773	49,129
その他有価証券評価差額金	155,788	117,552
その他	40,414	47,307
繰延税金資産小計	546,968	494,801
評価性引当額	△ 96,431	△ 76,506
繰延税金資産合計	450,536	418,294
繰延税金負債		
前払年金費用	△212,388	△168,021
その他	△1,733	△607
繰延税金負債合計	△214,121	△168,628
繰延税金資産の純額	236,414	249,665
（注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。		
流動資産－繰延税金資産	169,661千円	183,764千円
固定資産－長期繰延税金資産	66,752	65,901

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
役員給与と永久に損金算入されない項目	0.53	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.81	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.09	
住民税均等割	0.21	
税効果未認識差異	△2.54	
その他	△0.01	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.59	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」

（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は20,828千円減少し、法人税等調整額が5,165千円増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）及び当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接 7.87	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	999,719 6,121,248	短期貸付金 未払手数料	— 639,627

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接 7.87	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	1,006,734 7,038,413	短期貸付金 未払手数料	— 598,017

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	160,641	長期差入保証金	107,916
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 ハウジングサービス料支払	48,084 16,824	その他未払金 その他未払金	5,808 1,472

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親 会社を持 つ会社	みずほ証 券プロパ ティマネ ジメント 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の賃借	165,316	長期差 入保証 金	116,378
同一の親 会社を持 つ会社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	計算業務の 委託	計算委託料支払 ハウジングサー ビス料支払 メールシステム サービス料支払	74,884 16,824 18,000	その他 未払金 その他 未払金 その他 未払金	7,593 1,472 3,150

(注) 1. 上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

- (1) 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- (2) 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- (3) 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- (4) 計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

(注) 当社の親会社であるみずほ証券株式会社は、平成23年8月29日に東京証券取引所への上場を廃止しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	12,168円58銭	10,964円24銭
1株当たり当期純利益金額	611円54銭	732円20銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益金額（千円）	1,114,573	1,334,432
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,114,573	1,334,432
期中平均株式数（千株）	1,822	1,822

(重要な後発事象)

該当事項はありません

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

(単位：千円)	
当中間会計期間 (平成24年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	11,244,950
有価証券	5,001,976
貯蔵品	2,746
未収委託者報酬	1,632,938
未収運用受託報酬	70,352
繰延税金資産	153,788
その他	187,158
流動資産合計	18,293,911
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	16,723
構築物（純額）	2,021
器具・備品（純額）	124,106
リース資産（純額）	1,210
建設仮勘定	5,821
有形固定資産合計	※1 149,883
無形固定資産	
ソフトウェア	39,667
ソフトウェア仮勘定	6,554
その他	91
無形固定資産合計	46,314
投資その他の資産	
投資有価証券	3,604,800
長期繰延税金資産	227,119
前払年金費用	439,259
その他	136,411
投資その他の資産合計	4,407,590
固定資産合計	4,603,788
資産合計	22,897,700

(単位：千円)	
当中間会計期間 (平成24年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
リース債務	3,662
未払金	
未払収益分配金	387

未払償還金	14,470
未払手数料	841,601
その他未払金	102,986
未払金合計	959,445
未払法人税等	403,063
未払消費税等	※2 68,006
賞与引当金	242,000
役員賞与引当金	15,750
その他	366,273
流動負債合計	2,058,201
固定負債	
長期リース債務	1,551
退職給付引当金	167,675
役員退職慰労引当金	66,416
執行役員退職慰労引当金	82,500
固定負債合計	318,143
負債合計	2,376,345
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	11,118,000
繰越利益剰余金	2,199,210
利益剰余金合計	13,677,703
自己株式	△72,415
株主資本合計	20,891,287
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△369,932
評価・換算差額等合計	△369,932
純資産合計	20,521,355
負債純資産合計	22,897,700

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成24年4月 1日	
至 平成24年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	9,643,600
運用受託報酬	72,365
営業収益合計	9,715,966
営業費用及び一般管理費	※1 8,730,553
営業利益	985,413
営業外収益	
受取配当金	106,612
有価証券利息	6,895
受取利息	11,793

時効成立分配金・償還金	3,522
その他	18,225
営業外収益合計	147,050
営業外費用	
支払利息	147
時効成立後支払分配金・償還金	44
その他	7
営業外費用合計	199
経常利益	1,132,264
特別利益	
貸倒引当金戻入	1,982
特別利益合計	1,982
特別損失	
固定資産除却損	12
投資有価証券売却損	1,080
特別損失合計	1,092
税引前中間純利益	1,133,153
法人税、住民税及び事業税	402,775
法人税等調整額	△41,674
法人税等合計	361,101
中間純利益	772,052

（３）中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日）
株主資本	
資本金	
当期首残高	4,524,300
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,761,700
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	360,493
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	360,493
その他利益剰余金	

別途積立金	
当期首残高	11,118,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	11,118,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,427,158
当中間期変動額	
剰余金の配当	—
中間純利益	772,052
当中間期変動額合計	772,052
当中間期末残高	2,199,210
利益剰余金合計	
当期首残高	12,905,651
当中間期変動額	
剰余金の配当	—
中間純利益	772,052
当中間期変動額合計	772,052
当中間期末残高	13,677,703

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)
自己株式	
当期首残高	△6,827
当中間期変動額	
自己株式の取得	△65,588
当中間期変動額合計	△65,588
当中間期末残高	△72,415
株主資本合計	
当期首残高	20,184,823
当中間期変動額	
剰余金の配当	—
中間純利益	772,052
自己株式の取得	△65,588
当中間期変動額合計	706,464
当中間期末残高	20,891,287
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△209,840
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額）	△160,091
当中間期変動額合計	△160,091

当中間期末残高	△369,932
純資産合計	
当期首残高	19,974,983
当中間期変動額	
剰余金の配当	—
中間純利益	772,052
自己株式の取得	△65,588
株主資本以外の項目の当中間期	
変動額（純額）	△160,091
当中間期変動額合計	546,372
当中間期末残高	20,521,355

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 関連会社株式

総平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの

中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる営業利益、経常利益および税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

（追加情報）

役員賞与の支給見込額については、これまで事業年度の収益状況に基づき引当金を算定、計上していましたが、当中間会計期間より、中間会計期間における収益状況及び下期業績見通しを勘案し、役員賞与引当金を計上することとしております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

※ 1. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	553,738千円

※ 2. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※ 1. 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
有形固定資産	36,410千円
無形固定資産	5,542千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	756	8,630	—	9,386

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（平成24年9月30日）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

2. リース資産の減価償却方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2. 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2. 参照）。

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	11,244,950	11,244,950	—
(2) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	500,909	502,950	2,040
その他有価証券	7,829,715	7,829,715	—
(3) 未収委託者報酬	1,632,938	1,632,938	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間（平成24年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	500,909	502,950	2,040
	(3)その他	—	—	—
	小計	500,909	502,950	2,040
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		500,909	502,950	2,040

2. 関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	319,626	315,000	4,626
	小計	319,626	315,000	4,626
	(1)株式	25,578	45,457	△19,879

中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	7,484,511	8,046,311	△561,800
	小計	7,510,089	8,091,768	△581,679
合計		7,829,715	8,406,768	△577,052

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

該当事項はありません。

関連情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	11,313円61銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	20,521,355
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	20,521,355
普通株式の発行済株式数（株）	1,823,250
普通株式の自己株式数（株）	9,386
1株当たり純資産の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	1,813,864

項目	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	423円95銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	772,052
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	772,052
普通株式の期中平均株式数（株）	1,821,056

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成24年12月25日開催の臨時株主総会において、将来の事業展開や市況変動に備え、適切な内部留保を確保しつつ、安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくという資本政策の基本的考え方に基づき、次のとおり剰余金の処分を行うことを決議いたしました。

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額	
別途積立金	1,118,000千円
(2) 増加する剰余金の項目とその額	
繰越利益剰余金	1,118,000千円

2. 株主配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,539,409千円
1株当たり配当額	1,400円
基準日	平成24年11月28日
効力発生日	平成24年12月26日

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件等委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、前記「3 委託会社等の経理状況 2. 中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、平成24年12月25日付の臨時株主総会で期中配当を行うことを決議しました。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) みずほ信託銀行株式会社（「受託者」）

a. 資本金の額

平成25年2月末現在、247,369百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング（「投資顧問会社」）

a. 資本金の額

平成25年2月末現在、259百万円

b. 事業の内容

金融商品取引法に定める投資助言葉などを営んでいます。

(3) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

(平成25年2月末現在)

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むと共に、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「投資顧問会社」は以下の業務を行います。

委託者に対して、運用に関する投資助言および情報提供等

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

- (1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。
 - (2) 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティングは、委託者の株式の7.5%を所有しています。
 - (3) 委託者は、株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティングの株式の23.5%を所有しています。
- (注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名称：資産管理サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成24年4月12日
有価証券届出書の訂正届出書	平成24年10月16日
有価証券報告書	平成24年4月12日
半期報告書	平成24年10月16日

独立監査人の監査報告書

平成24年6月18日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第53期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年12月25日開催の臨時株主総会において、別途積立金の減少及び剰余金の処分を決議し、平成24年12月26日にその効力が発生した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年2月26日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株マーケット・ニュートラル・ラップの平成24年1月17日から平成25年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株マーケット・ニュートラル・ラップの平成25年1月15日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)